

区連会 5 月定例会説明資料
令和 7 年 5 月 19 日
都市整備局防災まちづくり推進課

地震火災対策に係る新規・拡充した支援メニューのお知らせ及び
重点対策地域の自治会・町内会やお住まいの皆様への周知・啓発の取組について【情報提供】

趣旨

本市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、令和 7 年 3 月に「横浜市地震防災戦略」を刷新し、併せて、大地震時の延焼火災の被害を低減する地震火災対策に関する支援メニューについても、新規・拡充を行いましたのでお知らせします。

また、地震火災の危険性の特に高い重点対策地域（【参考】参照）においては、自治会・町内会やお住まいの皆様へ、地震火災リスクや今回拡充した支援メニューを知っていただくため、周知・啓発の取組を実施します。

1 新規・拡充した地震火災対策の支援メニューについて

・別紙 1 「地震火災対策の支援メニュー一覧」（赤字部分が令和 7 年度新規・拡充）

2 重点対策地域内にお住まいの皆様へ「個人・家庭向け」支援メニュー一覧の配布

重点対策地域にお住いの各世帯（市内約 11 万世帯）の皆様に対して、「個人・家庭向け」の地震火災対策支援メニュー一覧リーフレットを配布し、制度の周知を行います。

・別紙 2 「個人・家庭向け」の地震火災対策支援メニュー一覧リーフレット

3 自治会・町内会向け「身近なまちの防災施設整備事業補助」の拡充のお知らせ

自治会・町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備費に対する補助について、重点対策地域・対策地域のみであった補助対象地域を全市に拡大しましたのでお知らせいたします。

・別紙 3 「身近なまちの防災施設整備事業補助」（自治会・町内会向け）

4 重点対策地域を含む各単位会への本市職員の訪問について

今年 6 月から 11 月末にかけて、事前に訪問の可否を確認の上、本市職員（都市整備局防災まちづくり推進課）が各単位会の会長や定例会に訪問等をさせていただき、地震火災対策の支援メニューや地震火災リスク等についてご説明します。

また、地震火災対策に関心があり、対策を行いたい自治会・町内会については、ご意向や状況に応じて、防災まちづくりの専門家の派遣や防災マップの作成支援、地域の防災設備の整備など、様々なメニューにより支援を行っていきます。

5. お願いしたいこと

【地区連長】本市職員が周知・啓発のため、重点対策地域を含む各単位会へ個別に訪問を行います。所属する各単位会に本市から訪問する前に、事前にご連絡いたします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。

重点対策地域内においては、6 月から 11 月末にかけて、本市職員から訪問の可否についてご連絡をさせていただきますので、ご対応をお願いいたします。

裏面あり

【参考】重点対策地域・対策地域について

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として、延焼危険性が高い地域を対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

重点対策地域、対策地域の区域図



(西区)重点対策地域・対策地域を含む町丁目

町丁目	重点対策地域：● 対策地域：■ を含むもの
赤門町2丁目	●
東ヶ丘	■
伊勢町1丁目～3丁目	●
老松町	●
霞ヶ丘	●
久保町	●
御所山町	■
境之谷	●
浅間台	■
浅間町2丁目～5丁目	■
中央一丁目～二丁目	●
戸部本町	■
西戸部町1丁目～3丁目	●
西前町2丁目～3丁目	●
浜松町	●
東久保町	●
藤棚町1丁目～2丁目	●
元久保町	●

「地震火災対策」の市ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/jishinkasai/>



都市整備局防災まちづくり推進課

担 当 大野、瓦谷

電 話 671-3595

F A X 663-5225

電子メール tb-bousai@city.yokohama.lg.jp

地震火災対策の 支援メニュー一覧

いざという時に備えて、地震火災の対策しませんか？

自治会・町内会など地域団体向け

赤字下線部は令和7年度から新規・拡充した支援メニュー

各支援メニューの詳細はこちら(リンク集)



重点対策地域・対策地域とは？

平成24年の地震被害想定に基づき、地震時の延焼火災により焼失する建物被害が集中する地域として、対策を進めています。

その中でも、特に延焼危険性の高い地域を重点対策地域として指定し、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施しています。

【重点対策地域】
神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部

【対策地域】
鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、港北区、戸塚区、泉区の各一部



詳細はこちらをご覧ください

別紙1



お悩み事

支援メニュー概要 ※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。

重点対策地域

対策地域

その他の地域

お問合せ先

市外局番は 045 です。

防災まちづくりの活動を行いたい

- ▶ 地震火災リスクや避難ルートを知りたい
- ▶ 地域の防災施設や整備計画を検討したい
- ▶ 地域の防災活動の費用を支援してほしい

検討に必要なまちづくりの専門家の派遣、活動費用の一部を補助

【町の防災組織活動費補助金】
町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用を、各団体の申請世帯数等に応じて支給します。(1世帯160円)

都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595

各区役所総務課(防災担当)

防災設備を整えたい

▶ 初期消火器具(スタンドパイプ等)を設置したい



【初期消火器具整備費補助金】
初期消火器具設置費用の一部を補助します。

<新規設置>
上限額 27万円
補助率 9/10

<新規設置又は更新設置>
上限額 20万円
補助率 2/3

<一部更新設置> 上限額 7万円 補助率 2/3

お住いの区の消防署
<重点対策地域のある5区は、以下のお問合せ先へ>
神奈川消防署 ☎316-0119
西消防署 ☎313-0119
中消防署 ☎251-0119
南消防署 ☎253-0119
磯子消防署 ☎753-0119

地震火災の燃え広がりを防ぎたい

▶ 私有地をまちの防災広場として整備したい



【身近なまちの防災施設整備事業補助】
自治会・町内会等が整備する防災広場、避難経路、防災施設の整備費用を補助

上限額 50万円
補助率 9/10

上限額 25万円
補助率 1/2

上限額 150万円
補助率 10/10

上限額 150万円
補助率 9/10

上限額 75万円
補助率 1/2

都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595

発災時スムーズに避難できるようにしたい

▶ 避難用の扉や手すり等を整備したい



上限額
1. 行き止まり改善 30万円
2. 中心杭等の設置 50万円
3. 手すり等の安全対策 50万円
補助率 9/10

上限額
1. 15万円
2. 25万円
3. 25万円
補助率 1/2

▶ 地域でまとまって狭い道路を拡幅したい



【狭あい道路拡幅整備事業(路線型)】
「まちづくりコーディネータ」を派遣し、「整備促進路線」に指定された道路の拡幅に向けた話し合いや、地権者の合意形成をサポートします。

話し合いの内容に沿って、市が後退用地の測量・整備(主な整備内容: 塀等の除去、移設、道路の舗装等)

建築局建築防災課(狭あい道路担当)
☎ 671-4544

個人・家庭向け

赤字下線部は令和7年度から新規・拡充した支援メニュー

※1 対策地域のうち、防災まちづくり計画策定地区に限る
 ※2 昭和56年5月以前に建築されたもの

※3 昭和56年6月～平成12年5月末に建築されたもの
 ※4 過去2年間、世帯員全員の住民税が非課税である世帯

お悩み事

支援メニュー概要

※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。

重点対策地域

対策地域

その他の地域

お問合せ先
市外局番は 045 です。

部分的に改修し
延焼火災から
命を守りたい



【建築物開口部不燃化等改修事業補助】⇒「お問合せ先」①
防火性能・断熱性能の高い窓等への改修費用を補助します。(上限100万円/棟、複数回に分けて申請可)

上限額100万円
補助率3/4

※1の地域
上限額100万円
補助率2/3

燃えにくい
建築物を
建築したい



【建築物不燃化推進事業補助】⇒「お問合せ先」①
解体や耐火性の高い建物への新築工事費用をそれぞれ
上限150万円(最大300万円)まで補助します。

上限額150万円
補助率 3/4

※1の地域
上限額150万円
補助率 2/3

老朽建築物
の解体したい



上限額150万円
補助率 3/4

※1の地域
上限額150万円
補助率 2/3

【住宅除却補助】⇒「お問合せ先」②
左記以外の地域で木造住宅の解体費用を補助します。

旧耐震基準(※2): 上限50万円
新耐震基準(※3): 一般世帯 上限20万円
非課税世帯(※4) 上限40万円

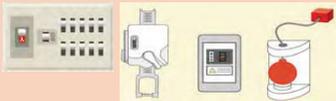
木造住宅
(平成12年5月末
以前に建築)
を耐震改修したい



【木造住宅耐震改修促進事業】⇒「お問合せ先」②
平成12年5月以前に建築され、耐震性の無い木造住宅の改修工事費用の一部を補助します。

一般世帯 : 上限115万円
非課税世帯(※4) : 上限155万円

感震ブレー
カーを
取り付けたい

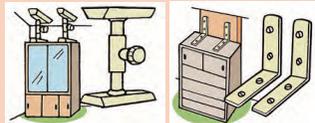


【感震ブレーカーの設置・取付支援】
「簡易タイプ」の購入費を全額又は一部補助し、自宅へ送付。高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。

器具代全額補助

器具代上限額2,000円/個
補助率 1/2

家具転倒
防止器具を
取り付けたい



【家具転倒防災器具の取付支援】
高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、購入費の全額又は一部を補助し、機器の取付支援をします。

設置費全額補助

器具代上限額2,000円/個
補助率 1/2

危険なブロ
ック塀を
改善したい



【ブロック塀等改善事業】
道路等に面するブロック塀等について、①除却工事、及び②除却工事と併せて行う軽量フェンス等の新設工事
費用を補助します。

上限額 ①②併せて最大50万円

自宅前の
狭い道路
を拡幅したい



【狭あい道路拡幅整備事業(一般型)】
「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装を実施します。

補助対象(上限単価あり)→拡幅部分の舗装費、拡幅部分にある支障物の撤去費

建物の安全性を
確認したい

【木造住宅安全相談事業】⇒お問合せ先①
耐火・耐震性等の確認のため、専門家を無料派遣
(重点対策地域及び※1の地域)

【木造住宅耐震診断士派遣】⇒お問合せ先②
耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣
(左記以外の地域)

①都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595
②建築局建築防災課
(耐震事業担当)
☎ 671-2943

船山株式会社
☎ 0120-993-918
総務局地域防災課
☎ 671-3456

株式会社アイリスプラザ
ユニティ江江店
☎ 03-5438-5511
総務局地域防災課
☎ 671-3456

建築局建築防災課
(事務担当)
☎ 671-2930

(狭あい道路担当)
☎ 671-4544

①都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595
②建築局建築防災課(耐震事業担当)
☎ 671-2943

地震火災で危険なところのイメージ

住宅が密集している

燃え広がりやすい



道が狭い 傾斜地

避難しにくい
消防車や救急車が入りにくい

古い建物が多い

燃えやすい
倒壊して避難の妨げに

重点対策地域とは

平成24年の地震被害想定をもとに、地震時の火災による延焼危険性の特に高い地域として、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施している地域です。

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部の地域を指定しています。



重点対策地域 (不燃化推進地域)
対策地域



詳細はこちらをご覧ください

お問い合わせ

横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課

TEL 045-671-3595

FAX 045-671-3595

※受付時間・・・平日 8:45～12:00 / 13:00～17:15

〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10 市庁舎29階



大地震の被害想定

重点対策地域内の皆様へ 横浜市からのお知らせ

別紙2

その7割は火災によるものです。

いざという時に備えて、地震火災の対策しませんか？

横浜市では、令和7年度から地震火災対策の支援メニューを新規・拡充して、対策を加速させます！

写真提供：神戸市

令和7年度から新規・拡充する個人・家庭向けメニュー

新規メニュー

延焼火災から命を守りたい

除却・建替え補助に加え、部分的な改修補助を新設

窓などの不燃化(防火)改修
上限100万円補助



拡充メニュー

地震の出火を防ぎたい

これまで補助率1/2だったものを拡充

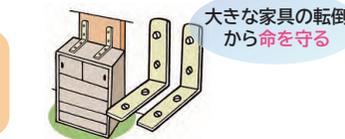
通電火災を防ぐ
感震ブレーカーの器具代全額補助



建築物の安全性を確認したい

これまで器具の取付支援のみだったものを拡充

高齢者・障害者等の世帯へ
家具転倒防止器具の設置費全額補助



旧耐震住宅※のみだった補助対象を拡充

平成12年5月以前の
木造住宅へ無料診断や耐震改修補助



※昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅

耐震補強工事の例

お悩み事

支援メニュー概要 ※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。

お問合せ先 ☎ 市外局番は「045」です。

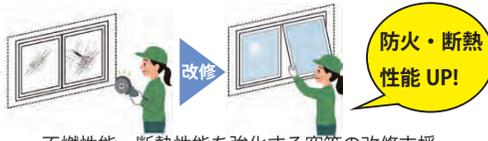
建築物の
解体・新築・改修
をしたい

延焼火災から命を守りたい

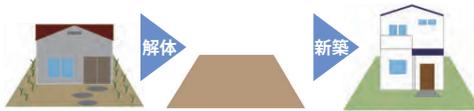
老朽建築物の解体したい

燃えにくい建築物を建築したい

木造住宅
(平成12年5月末以前に建築)
を耐震改修したい



不燃性能・断熱性能を強化する窓等の改修支援



老朽建物の解体や耐火性の高い建築物の新築支援



大地震時の建物倒壊等を防ぐ耐震改修支援

防火性能・断熱性能の高い窓等への改修費用を補助します。(上限100万円/棟、複数回に分けて申請可)

解体や耐火性の高い建物への新築工事費用をそれぞれ上限150万円(最大300万円)まで補助します。

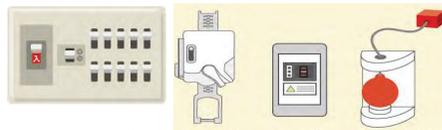
耐震改修工事費用を補助
一般世帯 : 上限115万円
非課税世帯※2 : 上限155万円

都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595

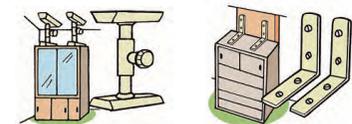
地震時の出火を防ぎたい

感震ブレーカーを取り付けたい

家具転倒防止器具を取り付けたい



分電盤に感震ブレーカー(簡易タイプ)の設置支援



タンスや棚等に家具転倒防止器具の設置支援

「簡易タイプ」の購入費を全額補助し、機器を自宅に送付。高齢者・障害者等のみの世帯は取付支援します。

高齢者・障害者等のみの世帯へ、購入費を全額補助し、機器の取付支援をします。

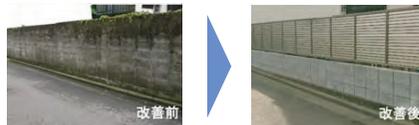
船山株式会社
☎ 0120-993-918
総務局地域防災課
☎ 671-3456

株式会社アイリスプラザ ユニティ狛江店
☎ 03-5438-5511
総務局地域防災課
☎ 671-3456

発災時スムーズに避難できるようにしたい

危険なブロック塀を改善したい

自宅前の狭い道路を拡幅したい



ブロック塀等の除却、改善工事の支援



狭あい道路の拡幅整備の支援

除却工事、及び除却工事と併せて行う軽量フェンス等の新設工事費用を補助します(上限50万円)

「整備促進路線」に指定された道路の拡幅工事費の補助や市による舗装を実施します。

建築局建築防災課
(事務担当)
☎ 671-2930

(狭あい道路担当)
☎ 671-4544

建物の安全性を確認したい

建物の安全性を確認したい

耐火性能や耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣します。

都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595



すでに多くの方が
始めています！

※3 令和4年度時点の累計

感震ブレーカー



約2万戸^{※3}のご家庭が
補助を受けて設置しました！

解体・新築



約2千軒^{※3}が
補助を利用して建て替えられました！

初期消火器具



約350基^{※3}を
自治会町内会等が新たに設置しました！

各支援メニューの詳細
はこちら(リンク集)



補助の内容

地域の身近なところから、災害に強いまちをつくりましょう。

身近なまちの防災施設整備事業補助は、災害時に地域の皆様が安心して避難できる「まちの避難経路」、いつとき避難のできる「まちの防災広場」、災害時に必要な「まちの防災設備」の整備等に対し、補助を行います。

「まちの避難経路」行き止まり改善



補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の5	15万円

「まちの避難経路」中心杭等設置



補助対象：まちの避難経路の幅広に向けた中心線の測量、中心杭等の設置
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に関係権利者等と所有者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること
 ③私道であること^{注1)}

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

注1) 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例)による整備促進路線は除きます
 注2) 横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

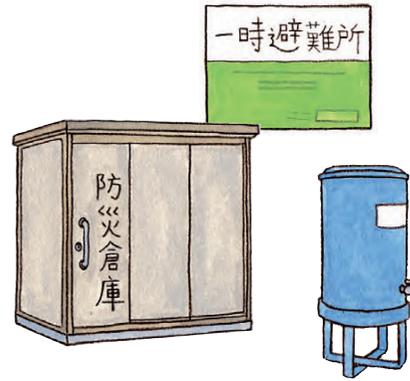
「まちの避難経路」安全対策



補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消、手すりの設置等
 対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③私道であること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

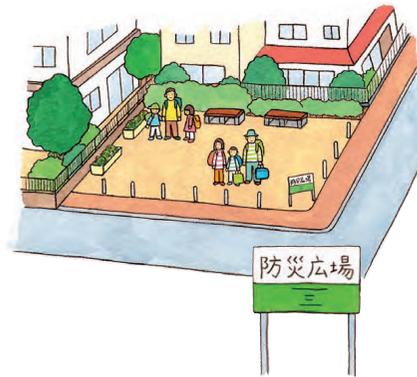
「まちの防災設備」設置



補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等のまちの防災設備の設置
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上維持管理されること
 ②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
 ③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること
 ④法令等に適合しているものであること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災広場」整備



補助対象：まちの防災広場の整備
 対象者：自治会町内会等の団体
 主な要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること
 ②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること
 ③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

	補助率	上限額
重点対策地域	10分の10	150万円
対策地域 ^{注1)}	10分の9	150万円
その他の地域	10分の5	75万円

注1) 対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る）の活動対象地域内での整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります

〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉



○重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン（防災まちづくりを目的としたものに限る。）に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。

